

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第210回国会】令和4年12月6日（火）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 堀内詔子君（自民）

補欠選任 理事 宮崎政久君（自民）（理事堀内詔子君今6日理事辞任につきその補欠）

理事 山井和則君（立憲）（理事山田勝彦君今6日委員辞任につきその補欠）

## 2 消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号） 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（内閣提出第22号）

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）から趣旨の説明を聴取しました。
- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、大串内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。  
（質疑者） 牧原秀樹君（自民）、國重徹君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 牧原秀樹君（自民）

- （1） 提出法案に対する河野国務大臣の思い
- （2） 憲法上の信教の自由や財産権の保障との適合性
- （3） 困惑して寄附したのが法制定前だったケースに対する法の遡及適用の可能性
- （4） 被害者救済に向けた国民生活センター等による取組
- （5） 政府における今後の寄附に関する規制の執行体制
- （6） 寄附に関するこれまでの政策との整合性
- （7） 「困惑」を要件とした場合の立証の困難性
- （8） 配慮義務と禁止行為を分けて規定した理由
- （9） 条文の文言を「確実に」から「必要不可欠」へ変更した理由
- （10） 「必要不可欠」の要件を満たす具体的範囲
- （11） 未成年の宗教2世の救済に向けた具体的な支援

### 國重徹君（公明）

- （1） 「不安に乗じた場合」も靈感商法に係る取消権の対象とすることで拡大される適用範囲
- （2） 「必要不可欠」の要件について、勧誘の経緯も踏まえて要件該当性を柔軟に判断することの確認
- （3） 「困惑」の定義
- （4） 一見すると使命感に基づいた寄附に見えるが、その裏には不安感があって困惑している場合も、「困惑」の要件に該当することの確認
- （5） 純粋な信仰心や宗教的信念に基づいて寄附した場合には「困惑」の要件に該当しないことの確認
- （6） 純粋な信仰心や宗教的信念に基づく寄附を取消しの対象とした場合に生ずる問題点
- （7） 不当な寄附の勧誘に対して民法の不法行為を柔軟に活用していく必要性及びそのために提出法案において設けている規定の内容
- （8） 用途を誤認させるおそれがないようにする配慮義務について、積極的に誤認させることがなければ違反にならないことの確認
- （9） 正当な寄附勧誘が萎縮することがないように趣旨を周知していく必要性

(10) 提出法案には寄附者やその家族の救済に資する様々な仕組みが盛り込まれていることの確認